

# 山形市高齢者保健福祉計画

(第7期介護保険事業計画)

## 概要

平成30年度～平成32年度

高齢者が自らの能力を活かしながら、  
住み慣れた地域で支えあい、  
健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくり  
～ 地域包括ケアシステムの深化 ～



平成30年3月  
山形市

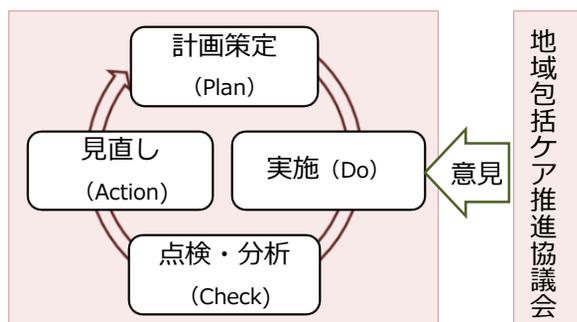
# 第1 計画について

## 1. 計画策定の趣旨、位置付け

- 本計画は、2025年や2040年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活できる地域づくりを進めるため、今後の高齢者保健福祉施策を定めるものです。
- 計画期間は、平成30年度～平成32年度の3年間です。



- 本計画の進捗状況は、毎年度、点検・分析を行い、地域包括ケア推進協議会（新設）に意見を伺い、評価します。  
評価結果に基づき、取組を適宜見直し、計画を適切に進められるよう進行管理を行います。

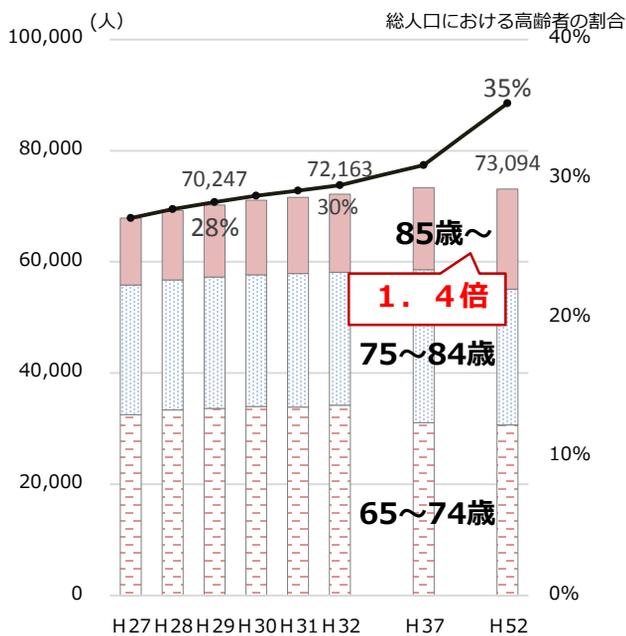


## 2. 今後の高齢化の状況（推計）

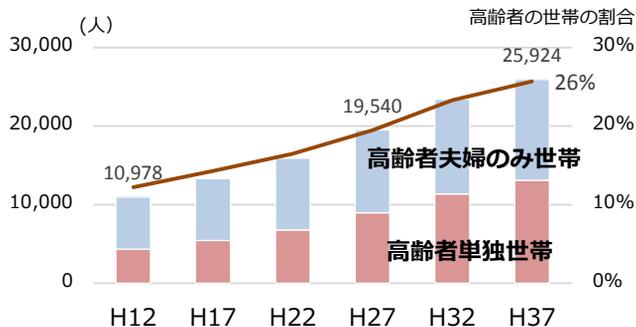
- 今後、高齢化が更に進展し、特に85歳以上は、平成52年に1.4倍に

- 平成37年には、高齢者のみ世帯が25%超 認知症が約1.4万人（高齢者の約2割）に

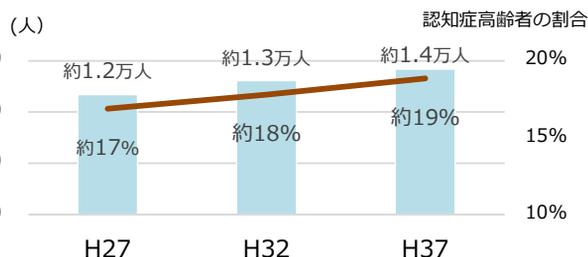
【高齢者数の推移（推計）】



【世帯構造（推計）】



【認知症高齢者の推移（推計）】



※山形市では、山形市発展計画を策定し、2050年には人口30万人を目標としています。

# 第2 計画の概要

## 1. 基本理念

高齢者が自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域で支えあい、  
健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくり  
～ 地域包括ケアシステムの深化 ～

## 2. 山形市の取組の全体像（イメージ）



# 第3 具体的な取組

## 1. 地域包括支援センター・地域ケア会議の強化

### (1) 地域包括支援センターの体制強化

- 身近な相談窓口である地域包括支援センターについて、高齢者数の増加を踏まえ、金井地区に新設します（平成31年度）。また、鈴川地区を一つの圏域とする方向で進めます。更に、高齢者数等に応じ、センター職員を増員します。
- 介護離職ゼロを目指し、就労者向けに、企業への〈次期計画期間中の圏域（平成31年度～）〉周知・介護相談会等の実施を検討します。

### (2) 地域ケア会議の強化・充実

- 高齢者の自立支援に向けて、ケアマネジャーにリハビリ専門職等が助言する自立支援型地域ケア会議の開催を増やしていきます。



## 2. 生活支援・介護予防サービスの推進

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進、見直し

- 要支援者等への支援は、その自立支援に向け、通所Cを中心に以下の支援を行います。

通所	従前相当	日常生活の支援、レクリエーション、機能訓練等を実施
	A（基準緩和）	簡単な体操、レクリエーション、交流等を実施
	B（住民主体）	地域の支え合い活動による高齢者の居場所づくり
	C（元気あつぷ教室）	運動機能の向上に向け、専門職が短期集中で支援 ※自宅を訪問し、その状況に合わせた支援を行います。
訪問	従前相当	ホームヘルパーによる身体介護や生活援助
	A（基準緩和）	一定の研修を受けた者による生活援助
	B（住民主体）	地域の支え合い活動による生活支援
	C（おいしく栄養あつぷ訪問）	栄養状態や生活行為の改善のため、 管理栄養士等が自宅に訪問

・補助金対象に追加

・登録制度を新設

サービス利用は  
まず通所Cから

- 一般高齢者の介護予防事業では、住民主体の通いの場（いきいき百歳体操等）の充実に重点を置き、専門職などの派遣や支援をします。介護予防教室や高齢者宅への訪問も、引き続き行います。

### (2) 生活支援サービスの充実

- 地域包括支援センターの圏域ごとに、生活支援コーディネーターと関係者からなる協議体を置き、地域ニーズと資源の把握を行った上で、新たな生活支援の創出、関係者間のネットワーク構築等を行います。

本計画期間は、総合事業B型・住民主体の通いの場の創出に、重点的に取り組めます。



住民主体の通いの場  
（いきいき百歳体操）

### (3) 地域における福祉活動の推進

- 地域共生社会の実現に向けて、福祉まるごと相談員や我が事・丸ごとの地域づくりをとし、住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

# 第3 具体的な取組

## 3. 医療と介護の連携推進

- 市医師会に設置した在宅医療・介護連携室「ポピー」を中心に、以下の取組を行います。
  - ①関係者からなる会議を設け、現状の把握、対応策の検討
  - ②在宅医療・介護が、切れ目なく提供される体制構築
  - ③医療・介護の情報を収集し、ホームページ等で関係者・住民と情報の共有
  - ④情報共有ツール「ポピーねっとやまがた」の利用促進
  - ⑤医療情報の提供や医療・介護連携の相談対応
  - ⑥医療・介護知識の向上、連携促進の研修等
  - ⑦住民向けに在宅医療・介護の講演会、出張講座 等



多職種による研修会の様子

## 4. 認知症施策の推進

- おれんじサポートチームにより、認知症の方に支援を行うとともに、認知症の方への支援体制を構築します。

- ・認知症初期集中支援チーム：  
専門医の受診や介護サービス利用の支援、家族の相談助言
- ・認知症地域支援推進員：  
認知症の正しい理解の普及啓発や居場所づくりの支援、ネットワークづくり

＜認知症の方への支援（イメージ）＞



- 認知症サポーターの養成（目標 2.5万人）と活動支援を行います。
- 地域の見守りネットワーク構築に向け、地域ケア会議の開催や地区ネットワーク連絡会の開催等を通じた関係機関のネットワークづくりを行います。

## 5. 介護サービスの整備・管理と人材確保

- 高齢者数の増加や、特別養護老人ホーム待機者・介護離職ゼロ等に対応するため、以下の施設整備を行います。
  - ・特定施設入居者生活介護（20床程度）
  - ・認知症グループホーム1事業所（18床程度）
  - ・ショートステイを特別養護老人ホームに転換（30床程度）
- 通所系サービスは、全国や利用見込みと比較して多くなっており、以下の取組を進めます。
  - ・小規模多機能型居宅介護の新設は、整備が進んでいない地区に限定
  - ・デイサービスの指定は、県との協議などで、適正な量となるよう管理
- 介護人材確保のため、県事業への協力に加え、事業者等の協議会を設けて市独自策を検討します。

## 6. その他

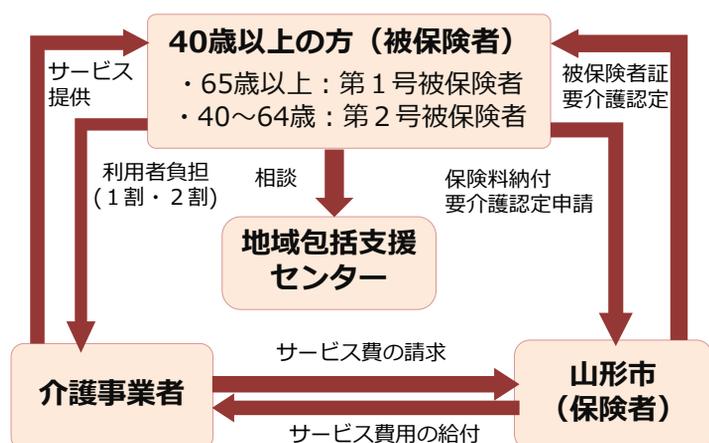
- 家族介護者への支援のため、地域包括支援センターによる相談支援のほか、介護者同士の交流機会の提供、寝たきり高齢者を介護する者への激励金支給を行います。
- 高齢になっても、尊厳ある暮らしができるよう、以下の権利擁護の取組を進めます。
  - ・認知症等で自らで判断することが難しい状態になっても、必要な契約等を行うことができるよう、成年後見制度の普及を進めます。
  - ・高齢者虐待の防止のため、住民への普及啓発、地区の会議や高齢者虐待防止連絡協議会で関係機関の連携体制の構築に取り組みます。

# 第4 介護保険制度と保険料

## 1. 介護保険制度の概要

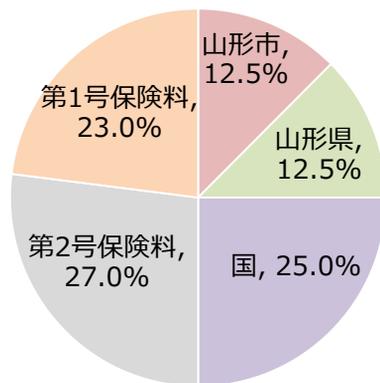
- 介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になったときに介護サービスを利用する制度です。制度の運営主体（保険者）は山形市です。

### ■ 介護保険制度のしくみ



### ■ 介護保険制度の財源

【介護サービスの財源（居宅サービス）】



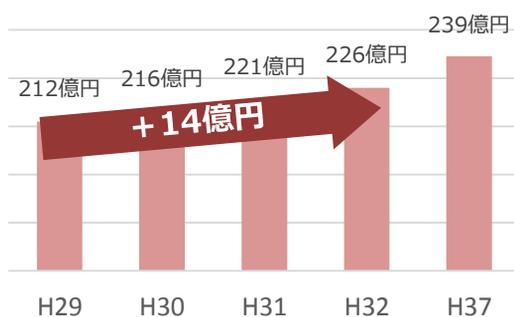
## 2. サービス利用者と費用の見込み

- 高齢者（特に85歳以上）の増加に伴って、サービス利用者数や介護保険事業に必要な費用は増加していく見込みです。

【サービス利用者の見込み】



【必要な費用の見込み】



## 3. 介護保険制度の改正

- 介護保険制度改正により、平成30年度から以下の改正が行われます。
  - ① 介護報酬の改定により、介護サービスを利用した場合に支払う金額が変わります。
  - ② 2つのサービス種類が新たにできた。
    - ・ 介護医療院：「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供
    - ・ 共生型サービス：高齢者や障がい者がともに利用できるサービス（訪問介護、通所介護等）
  - ③ 特に所得の高い方※の利用者負担が、2割から3割に引き上げられます。（平成30年8月～）  
※年金のみの場合、年340万円以上の方が対象（所得の種類により額は異なります）

# 第4 介護保険制度と保険料

## 4. 保険料の設定

- 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、今後3年間の介護サービス費用をまかなうために算出された「基準額」をもとに、住民税課税状況等に応じて段階的に設定されます。

$$\text{基準額} = \frac{\text{山形市の介護サービス費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{山形市の65歳以上の方の人数}}$$

基準額 月額 **5,700円** (前期比+300円)

### ■第1号被保険者保険料（平成30年度～平成32年度）

保険料段階	対 象 者	月額換算保険料	保険料年額
<b>第1段階</b> 基準額×0.45 (基準額×0.5) <sup>※</sup>	老齢福祉年金を受給している方で、世帯員全員が市県民税非課税の方、または生活保護を受給している方、世帯員全員が市県民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	2,559円 (2,850円) <sup>※</sup>	30,700円 (34,200円) <sup>※</sup>
<b>第2段階</b> 基準額×0.75	世帯員全員が市県民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	4,275円	51,300円
<b>第3段階</b> 基準額×0.75	世帯員全員が市県民税非課税の方で、第1段階、第2段階に該当しない方	4,275円	51,300円
<b>第4段階</b> 基準額×0.9	本人が市県民税非課税で、世帯内に市県民税の課税者がいる方で、さらに本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	5,125円	61,500円
<b>第5段階</b> 基準額×1.0	本人が市県民税非課税で、世帯内に市県民税の課税者がいる方で、さらに本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	5,700円	68,400円
<b>第6段階</b> 基準額×1.2	本人が市県民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方	6,834円	82,000円
<b>第7段階</b> 基準額×1.3	本人が市県民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,409円	88,900円
<b>第8段階</b> 基準額×1.5	本人が市県民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,550円	102,600円
<b>第9段階</b> 基準額×1.7	本人が市県民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が300万円以上の方	9,684円	116,200円

※第1段階の保険料は、公費による負担軽減により、上段の金額が適用されます。

(上段：負担軽減後、下段：負担軽減前)

平成31年10月から、第1段階から第3段階までの方について、更なる公費による負担軽減が予定されています。(同月の消費税増税が実施された場合)

## 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やそのご家族の皆さんの総合相談窓口です。  
お住まいの地域により、担当の地域包括支援センターが異なります。まずはお電話下さい。

担当地区	担当センター	電話番号
出羽・大郷・ 明治・千歳	済生会なでしこ	681-7450
楯山・高瀬・山寺	大森	685-1224
東沢・鈴川	敬寿会	634-2309
滝山	たきやま	622-4577
第六	ふれあい	628-3988
南山形・本沢・大曽根・ 西山形・村木沢	山形西部	646-1165

担当地区	担当センター	電話番号
第一・第二	篠田好生会さくら	635-4165
第三・第四・第九	かがやき	631-8020
第七・金井	霞城北部	645-9070
第十・飯塚・榎沢	霞城西部	647-8010
蔵王	蔵王	688-8099
第五・第八	済生会愛らんど	679-3611
南沼原	南沼原	664-3080

## おれんじサポートチーム

(認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員)

認知症の方やその家族に適切な支援を行うため、市内2カ所に以下のチーム、職員を置いています。

- ・認知症初期集中支援チーム：専門医の受診や介護サービス利用の支援、家族の相談助言を行う
- ・認知症地域支援推進員：認知症の正しい理解の普及啓発や、認知症の方の居場所づくりの支援、関係機関のネットワークづくりを行う

■おれんじサポートチームえがお  
(山形市北部担当：ながまち荘内)

■おれんじサポートチームこころ  
(山形市南部担当：大島医院内)

まずは、担当の地域包括支援センターへ相談ください。

## 生活支援コーディネーター

地域で暮らす高齢者の困りごとを、地域で解決するために地域における生活支援サービスの創出やその担い手の養成を行います。

<連絡先>  
山形市社会福祉協議会 福祉のまちづくり係  
TEL:645-8061

## 在宅医療・介護連携室「ポピー」

住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護従事者のための医療と介護に関する相談窓口を、山形市医師会に設置しています。

<連絡先>  
在宅医療・介護連携室「ポピー」(山形市医師会内)  
TEL:641-5555

## 成年後見センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために、成年後見制度の説明、日常的な金銭管理や書類の保管などを行っています。

<連絡先>  
成年後見センター(山形市社会福祉協議会内)  
TEL:674-0680

## 福祉まるごと相談員

既存の福祉制度の狭間となる問題を抱えていたり、世帯の中で複数の方が問題を抱えているなど、手の届きにくい問題についての相談窓口を設置しています。

<連絡先>  
山形市社会福祉協議会 TEL:645-8061

## 問合せ先 山形市役所 (TEL:641-1212)

計画全般について・・・長寿支援課 計画推進係 (内線653・660)  
地域包括支援センター・医療介護連携・認知症・生活支援について  
・・・長寿支援課 地域包括支援係 (内線564・565)  
介護予防について・・・長寿支援課 予防推進係 (内線567・568)  
保険給付について・・・介護保険課 給付係 (内線846・847)  
介護保険料について・・・介護保険課 介護保険料係 (内線848・849)